



各 位

会社名 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 代表者名 代表 取締役社長 濵村 聖一 (コード番号:6192 東証マザーズ) 助締役執行役員 西野 敦雄 経営管理本部長 (TEL.03-5747-9800)

株式交付信託 (J-ESOP) の導入 (詳細決定) に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員(以下「従業員等」といいます。)に対して当社の株式を交付するインセンティブプラン「株式交付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

平成29年6月14日付「従業員向け株式交付信託の導入に関するお知らせ」及び平成30年1月19日付「従業員向け株式交付信託の導入に係る検討状況に関するお知らせ(開示事項の経過)」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP (Employee Stock Ownership Plan)を参考とした従業員向けインセンティブプランにつき、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点から検討してまいりましたが、今般、従業員等に当社の株式を交付しその価値を処遇に反映する制度である「本制度」を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を交付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員等に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

3. 本信託の概要

(1) 名称: 従業員向け株式交付信託(J-ESOP)

(2)委託者 : 当社

(3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)

(4) 受益者 : 当社又は当社子会社における従業員株式交付規程の定めにより財産

給付を受ける権利が確定した者

(5) 信託管理人 : 当社の従業員より選定(予定)

(6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(7)本信託契約の締結日:平成30年3月30日(予定)(8)金銭を信託する日:平成30年3月30日(予定)

(9) 信託の期間 : 平成30年3月30日(予定)から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 本信託における当社株式の取得内容

(1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式

(2) 株式の取得資金として信託する金額 : 220,000,000円

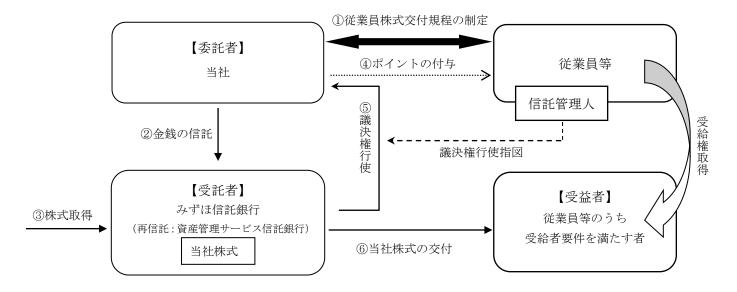
(3) 取得株式数の上限※ : 1,240,000 株

(4)株式の取得方法 : 取引市場より取得

(5)株式の取得期間 : 平成30年3月30日(予定)から平成30年5月31日(予定)まで

※取得株式数の上限は、株価の変動可能性等を考慮の上、決定しております。

5. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際し「従業員株式交付規程」を制定します。
- ② 当社は、「従業員株式交付規程」に基づき従業員等に将来交付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行(再信託先:資産管理サービス信託銀行)に金銭を信託(他益信託)します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて取得します。
- ④ 当社は、「従業員株式交付規程」に基づき従業員等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員等のうち「従業員株式交付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を 交付します。

以上